

石綿を含有した窯業系サイディングの廃材処理

(1) 石綿含有産業廃棄物処理の概要

石綿含有廃棄物の定義〔石綿含有産業廃棄物（非飛散性のもの）〕

工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、「石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの」とされ、セメント、けい酸カルシウム等の原料と石綿を混合し、成型したものを石綿含有成型板としています。

石綿含有成型板が廃棄物となったものは、産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去にともなって生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（がれき類）に該当する。

石綿含有窯業系サイディングは石綿含有成型板であり、がれき類となります。

(石綿含有廃棄物等処理マニュアル第2版 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の解説より抜粋)

排出事業者の定義

石綿含有廃棄物等を排出する事業者をいう。建築物や工作物の新築、改築又は除去を行う工事等では、原則として発注者から直接工事を請け負うもの（元請業者）が該当する。

(石綿含有廃棄物等処理マニュアル第2版 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の解説より抜粋)

排出事業者は、石綿含有窯業系サイディングの産業廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合は、廃棄物処理法に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者、処分については産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託し、書面による契約をしなければなりません。

(2) マニフェストの交付と管理

- 1) 排出事業者は、石綿含有廃棄物の処理を受託者に引き渡す際に、廃棄物の種類、数量、交付年月日等の定められた事項を記載した「マニフェスト」を交付しなければなりません。
- 2) 排出事業者は交付したマニフェストにより石綿含有産業廃棄物が適正に処理されていたことを処理業者から返送されるマニフェストの写しを照合して確認しなくてはなりません（マニフェスト：A・B2・D・E票は5年間保存してください）。
- 3) 排出事業者はマニフェストの交付日から一定の期間内に処理業者からマニフェストの写しが返送されない場合、処理状況を把握し、所管の都道府県知事等に30日以内報告しなければなりません。
- 4) 排出事業者（マニフェスト交付者）は毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間に交付した状況等を様式3号により都道府県知事、政令市長に提出しなければなりません。

(3) 一時保管

- 1) 石綿含有廃棄物を一時保管する場合は破碎・粉碎をせずなるべく原型を保つようにし、他の廃棄物と分別して一定の場所に保管してください。
- 2) 廃棄物を一時保管するときは廃棄物の飛散、遺漏防止措置して、管理責任者が管理を行います。

(4) 搬出・積み

- ①産業廃棄物を引渡す際はマニフェストに必要事項を記入し、収集運搬業者に交付します。
- ②石綿含有窯業系サイディングは産業廃棄物の種類は（非飛散性アスベスト）がれき類となります。
マニフェスト産業廃棄物の種類に『がれき類』、余白部分に『石綿含有廃棄物』と記載してください。
- ③産業廃棄物を運搬車両に積み込む作業には呼吸用保護具を着用してください。
- ④積みは石綿含有窯業系サイディングと他の建設廃棄物に区分して運搬車両に積み込みます。
- ⑤産業廃棄物は、袋詰めや、シート掛けなどの覆いをして廃棄物の飛散防止をして下さい。
- ⑥石綿含有産業廃棄物の収集運搬業者は運搬車の外側に収集運搬車である表示をしなくてはなりません。

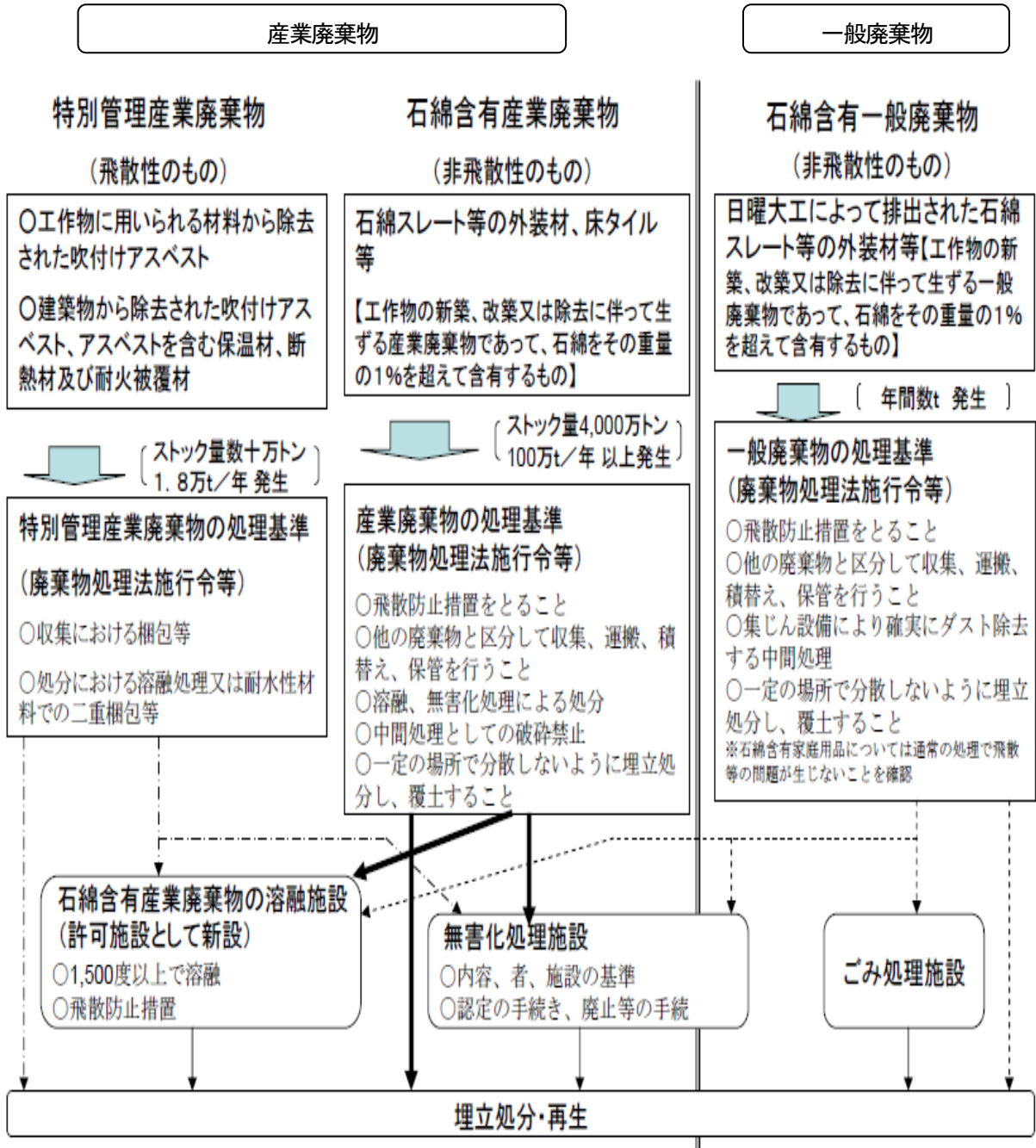
(5) 石綿含有産業廃棄物は最終処分場で埋設処理（安定型・管理型）となります（下記の石綿含有廃棄物の処理フロー図を参照して下さい）。

廃棄物処理に当たって環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（石綿含有廃棄物等処理マニュアル第2版平成23年3月）や、最新の石綿関連資料等を参照の上、各行政の指示に従ってください。

※建築物等の解体・改修工事等に関する法律や規則（石綿障害予防規則、労働安全衛生法、産業廃棄物処理法、建築基準法等）は、新たな法規の施行や改正がなされていきますので、最新情報に注視していただくようお願いいたします。

以 上

廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（石綿含有廃棄物等処理マニュアル第2版平成23年3月）より抜粋